

7 これからの課題

昭和31年に成立した売春防止法を根拠として66年にわたって実施されてきた婦人保護事業は、「要保護女子」の「保護更生」を目的としており、その後のDV、ストーカーなど同事業に様々な役割が追加されていくにつれ、「支援」の概念がない同法の限界が指摘されてきた。

そのような流れの中で、様々な課題を抱える女性を支援する現場からの切実な声をもとに、令和4年5月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立し、今後は、同法を根拠にすることで、西東京市においても女性支援がより一層推進されていくことが望まれる。

さて、令和4年度事業評価については、年度中に新型コロナウイルス感染症の制限が徐々に緩和されていく中で、市の事業についても対面開催が増えたこともあって、担当課評価については、全ての基本目標において、A評価の割合が、新型コロナウイルス感染症が本格的に流行する前の令和元年度を上回った。委員会評価については、課別評価においてA評価とC評価ともに増加し、施策評価においてA評価が過半数を維持する一方、C評価が増えている。

基本目標別に施策評価をみると、「Ⅰ 人権の尊重」と「Ⅲ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）と女性の活躍の推進」は横ばい、「Ⅱ 地域における男女平等参画の推進」はA評価が減少しC評価が増加し、「Ⅳ 男女平等参画の実現に向けた推進体制の強化」についてはA評価が横ばいでC評価が増加するなど、全体的にC評価が増加した。

基本目標Ⅱでは、新たに女性活躍推進事業での市内女性講師の活用が評価された一方、防災に関する女性の意見の反映が課題とされた。基本目標Ⅳでは、関係各課の情報共有や、職員意識の実態把握が課題とされた。

今後、各課におかれては、これらの課題を含め、特に前年度から表記が変わらない事業については、男女平等参画を推進するために積極的な取組を実施していただきたい。

また、令和4年度に実施した市民意識調査では、令和3年度評価で指摘した市内事業者へのアプローチにもつなげる事業者インタビューの実施、市内中学校を訪問しての中学生ヒアリングなど新たな意見聴取の取り組みを取り入れたことは評価したい。

一方、男女平等推進センター「パリテ」の認知度が前回調査より低下しており、特に若年世代の認知率が低い状況である。

このため、周知活動について、より一層の取り組みが必要であり、今後の啓発活動に力を入れていただきたい。